

令和4年7月29日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、デジタル市役所推進室、企画調整局、総務局、市議会事務局及び教育委員会の令和2年度及び令和3年度（令和3年4月から同年10月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

なお、監査を計画していた学校の一部については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、教育委員会からの監査中止依頼を受け、検討の結果、実査は行わないこととした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和3年11月5日から令和4年5月19日まで

4 監査委員の除斥

森本由美監査委員及び渡辺均監査委員は、市議会事務局における政務活動費等の監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

5 監査の結果

(1) デジタル市役所推進室

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(2) 企画調整局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(3) 総務局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適正な措置を講じられたい。

ア その他事務

(ア) 公の施設の指定管理業務について

(男女共同参画推進課)

令和2年度の男女共同参画施設等（北九州市立男女共同参画センター、北九州市立東部及び西部勤労婦人センター）の指定管理事務についてみたところ、管理施設の改修及び修繕について、原則として市が執行すべき1件100万円以上のものを指定管理者が行っていたものがあつた。

男女共同参画施設等（北九州市立男女共同参画センター、北九州市立東部及び西部勤労婦人センター）の管理運営に関する基本協定書第15条によれば、管理施設の改修及び修繕について、市の見積りにより1件100万円以上のものは、市と指定管理者の協議により合意した場合を除き、市が実施するものとなっているが、協議した記録や決裁は作成されていなかった。

また、新型コロナウイルス感染症流行に伴う施設の閉館により不用となった光熱水費等を改修及び修繕経費に流用しているが、これについての協議の記録や決裁は作成されていなかった。

適正な事務処理をされたい。

(4) 市議会事務局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適正な措置を講じられたい。

ア 契約事務

(ア) 契約事務について

(総務課)

市議会事務局総務課では、議会棟第6・7議員控室の登退庁盤が故障したため、更新のための設置工事及び電気設備工事を発注したが、他の議員控室の登退庁盤も故障したため、費用面を含めた抜本的な対策を検討した。その結果、タッチパネル方式での全面更新を行うこととなり、既に発注した設置工事と電気設備工事については契約変更により中止した。一方、当該工事では、電気部品の製作等が進行していたため、これらの部品については、今後、タッチパネルが故障した場合や会派が増えた場合の予備品として市議会事務局で保管することとした。

この部品の納品に関して、別途、工事請負業者と特命随意契約により委託契約を締結していたが、工事契約の中止により生じた相手方の損害については、市契約規則に基づく協議により補償することが可能であり、単に部品の納品を目的とした委託契約であれば、特命随意契約とする理由はない。

また、このような契約方法では、委託契約締結前に部品の製作に着手させていたことになることや、工事契約に係る収入印紙代等の諸経費を委託契約で負担することとなり不適切である。

市委託業務要綱では、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号から第7号までの規定を適用して随意契約により契約を締結する場合は、合理的な理由のある場合に限定し、安易に随意契約によって契約をしないようにするものとしてされている。

適正な事務処理をされたい。

(5) 教育委員会

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適正な措置を講じられたい。

ア 支出事務

(ア) 備品購入手続きについて

(学校保健課)

令和2年度の学校給食関係の備品購入について、発注日が同一で、一括して発注が可能と考えられるものを、納入場所ごとに分割して発注していた。給食の提供に支障が生じないように、学校から破損等の連

絡を受けた都度発注したとのことであるが、その結果、1者からの見積書徴取で足りる随意契約となり、契約における競争性が確保されていなかった。

市契約規則では、予定価格が少額な契約の場合は随意契約を認めており、さらに、予定価格が一定額以下の場合は1者から見積書を徴して契約できることとなっている。しかし、予定価格が規則等で定める金額の範囲内に収まるよう分割して契約することは、予算の適正な執行、また、経済的かつ効率的な執行の面からも適切でない。

給食の提供に支障が生じないように在庫を確保する等の対応策を検討し、適正な事務処理をされたい。

(イ) 補助金等交付事務について

(学校保健課)

令和2年度北九州市学校保健会補助金（以下「補助金」という。）の交付事務について、北九州市学校保健会（以下「学校保健会」という。）の学校薬剤師部会事業にかかる実績報告書を見ると、教室におけるホルムアルデヒド等揮発性有機化合物検査（以下「検査」という。）のための道具を購入していた。

この検査道具の購入に関し、学校保健課は検査道具の購入費を含む額を補助金額として確定していたが、当該検査は当初の補助金交付決定の内容には含まれておらず、変更交付申請の手続きも行われていなかった。

なお、当該検査は、市の事業として、公益社団法人北九州市薬剤師会に委託して実施している。

市補助金等交付規則では、補助事業等の内容、経費の配分または執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けることとされており、また、実績報告書の審査および必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとされている。

適正な事務処理をされたい。